

平成20年4月1日から、 国民健康保険制度が改正されました。

○医療機関等の窓口で支払う一部負担金の負担割合が、次のとおり改正されました。

1. 3歳以上義務教育就学前(6才に到達した日以後の最初の3月31日)までの幼児の一部負担割合が、「3割」から「2割」に引き下げられました。
2. 70歳以上75歳未満の方(現役並み所得者でない方)の一部負担割合が平成20年4月から「2割」になる予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの間、「1割」に据え置くことになりました。

改正前

対象被保険者		負担割合
3歳未満		2割
3歳～70歳未満		3割
70歳以上 75歳未満	一般	1割
	現役並み所得者	3割

改正後

対象被保険者		負担割合
義務教育就学前		2割
義務教育就学後～70歳未満		3割
70歳以上 75歳未満	一般	1割
	現役並み所得者	3割



現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の国保被保険者または後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる方のことです。

○高額医療・介護合算療養費制度が創設されました。

医療費の支払いが高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、医療保険、介護保険それぞれ月々の負担限度額適用後の額を合算した額が、1年間の負担限度額(8月から翌年7月までの年額)を超えた部分が、申請により高額医療・介護合算療養費として支給されます。

○退職者医療の対象年齢が、75歳未満から65歳未満に引き下げられました。

詳しくは、担当窓口にお尋ね下さい

市役所保健部保険課(豊玉)	0920(58)1118	南福祉保健センター(巖原)	0920(53)6111
北福祉保健センター(上県)	0920(84)2313	美津島支所住民生活課	0920(54)2271
峰支所住民生活課	0920(83)0304	上対馬支所住民生活課	0920(86)3112

ドラム缶での焼却



廃棄物対策課コーナー

ドラム缶などでのごみ焼却は法律違反です。
～パトロール結果のお知らせ～

廃棄物対策課に寄せられるお電話で最も多いのは、違法なごみ焼却に関することです。「近所でごみを燃やしている人がいるのでやめさせてほしい」「煙やにおいで洗濯物が干せない」など、多い日には1日に3件ほど意見が寄せられ、

その都度現場に出向き、違法焼却をやめるよう指導しますが、このような行為はなかなか減りません。

廃棄物対策課では昨年度に対馬保健所、各支所住民生活課と共同で、違法なごみ焼却を減らすためのパトロールを実施いたしました。支所から寄せられたパトロール結果の一部を紹介します。

A地区 40世帯中27世帯がドラム缶などを自宅周辺に設置。また地面で焼却している悪質な事例もありました。

B地区 30世帯中27世帯がドラム缶などを自宅周辺に設置。焼却物の多くは、家庭ゴミ(菓子・食品等の袋、雑誌・新聞など)で中には、漁具や漁網と思われるものもありました。



地面で直接燃やした跡

ドラム缶等を使った家庭ごみの焼却は犯罪です。罰則も大変厳しく違反者には「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金又はその両方」が課せられます。不法投棄やポイ捨てなども同じですが、子どもたちに言い訳できない行為は今すぐやめましょう。

廃棄物対策課 0920(53)6111